

令和5年5月17日

保護者 各位

甲府市立北東中学校
校長 竜澤 規之

新型コロナウイルスの5類感染症移行に伴う出席停止
及び学級閉鎖等の取扱いの変更について（通知）

保護者の皆様におかれましては、日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が5月8日付けで5類感染症に移行したことを受け、市教育委員会より出席停止の対象と学級閉鎖の基準等について通知がありました。

つきましては、本校では、市教育委員会の示す考え方にに基づき、5月8日にさかのぼり、以下のとおり、対応を変更いたしますので、ご理解とご協力の程お願いいたします。

なお、市教育委員会の通知は、文部科学省及び県教育委員会の示す考え方に基づいていることを申し添えます。

記

1 出席停止となる場合

以下のいずれかに該当する場合は、「出席停止」扱いとする

①	生徒自身が感染した場合	
②	同居家族が感染していることに加え	a 保護者から休ませたいと希望があった場合
		b 生徒自身に、発熱や咽頭痛、咳等の症状がある場合
③	感染者と接触があり、感染対策を行わずに飲食を共にしたことに加え	生徒自身に、発熱や咽頭痛、咳等の症状がある場合
④	学級や学校に感染者がいることに加え	保護者から「感染するおそれがあるので休ませたい」との希望があった場合

2 学級閉鎖の基準

以下のいずれかに該当する場合は、「学級閉鎖」の措置をとる

①	同一学級内で、新型コロナウイルスの感染者と風邪様症状が20%程度 (例:在籍30人の学級では、感染者と風邪様症状の者があわせて6人)
②	その他、設置者が必要と判断した場合

※学級閉鎖の期間については、感染の拡大状況などを踏まえ、事例ごとに判断

3. その他

出席停止、学級閉鎖ともに、詳細は、発生した事例ごとに、当該保護者の方と連絡を取り合いながら、対応を進めますのでご安心ください。